

サンソウカン・スタートアップ・サポーターズ会員規約

(名称)

第1条 本組織の名称は、「サンソウカン・スタートアップ・サポーターズ」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会の目的は、すでに自立する企業が、公益財団法人大阪市都市型産業振興センター（以下「当センター」という。）とともに大阪府で新たに起業するスタートアップ企業および個人を応援し、その創出と育成を支援することである。

本会員は、支援対象者（※）が事業開始に必要なサポートおよびサービスを提供する。

※支援対象者とは

産創館ユーザーで、かつ下記のいずれかに当てはまる方

- ・ 開業形態（個人、法人）に関わらず、起業を予定している方
（社団法人・財団法人・NPO等、非営利の個人・団体・組織は除く）
- ・ 起業後5年未満の経営者

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 当センターと本会員が連携した支援プログラム（セミナー、講座、相談会など）の実施
- (2) 本会員による支援対象者へのサポートおよびサービスの提供

(組織)

第4条 本会の事務局は大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階に置き、事務局業務は、当センター 産創館事業部 スタートアップ支援チームが担う。

(会員種別)

第5条 会員種別は、次の2種類とする。

- (1) スタートアップ・サポーターズ会員
- (2) 大阪「食ビジネス」応援団（※）会員

※大阪「食ビジネス」応援団とは

飲食店開業に必要な「情報」「ノウハウ」「ネットワーク」を提供する組織

(入会資格)

第6条 本会への入会資格は原則として次の条件をいずれも満たすこととする。

- (1) 支援対象者が必要とするサポートおよびサービスを提供することができる法人。
- (2) 前年度売上が1億円以上の企業または他にはない特色あるサービスを持つこと。
- (3) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと
- (4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年五月十五日法律第七十七号)に規定される暴力団員又は、大阪市暴力団排除条例・同施行規則に規定される暴力団密接関係者に該当しないこと

(入会手続き)

第7条 入会手続きは下記のとおりとする。

- (1) 本会に入会しようとする者は、本規約の内容に同意した上で本会WEBサイトより申込むものとする。
- (2) 前項の申込後、事務局による審査を実施し、入会可否を通知する。入会可否に関する理由は開示しない。

(資格)

第8条 会員資格は下記のとおりとする。

- (1) 前条により入会を認められた後、所定の申込書を事務局に提出した日に会員としての資格を有するものとする。
- (2) 会員資格の有効期間は入会した日の属する事業年度末までとする。ただし、事前に会員から事務局に対して更新しない旨の意思表示がなく、かつ、事務局が適当と判断する場合には、翌事業年度末まで更新できる場合もある。以後も同様とする。

(義務)

第9条 本会員は下記の義務を負うものとする。

- (1) 本会における事業責任者を設置し、事務局と適時連絡を取れる状態にすること。
- (2) 支援対象者が必要とする商品・サービス・ツール・資金・施設・販路等のソリューションを無償・または優遇措置をもって提供すること。
- (3) 年2回以上、当センターが主催するスタートアップ支援プログラムに参加、協力、協賛する明確な意志があること。

(社名の掲載・参画等)

第10条 本会員については下記の社名の掲載を行い、また、会員は下記の参画をすることができる。

- (1) 大阪産業創造館のWEB(スタートアップサポーターズWEB)への社名の掲載

但し、掲載場所・方法・大きさ等については、事務局の判断によるものとする。

(2) スタートアップ支援プログラムのイベントへの参画（共催・協力・協賛）

（個人情報）

第11条 個人情報の取扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 本会員と当センターが連携したプログラムの遂行に必要な場合で、かつ、支援対象者の同意がある場合を除き、当センターがイベント等で獲得した個人情報を本会員に提供することはない。ただし、支援対象者が本会員に直接情報提供した場合はその限りではない。
- (2) 本会員は、本会の活動を通じて取得した支援対象者の個人情報については、その保護の重要性を認識し、その取り扱いを適正に行わなければならないものとし、当該個人情報を本会の活動以外の目的に利用してはならず、また、これを漏洩し、または本人の同意なく第三者に開示・提供してはならない。
- (3) 上記(2)の規定は、当該本会員が会員資格の有効期間を経過し、本会を退会し、または、本会員の資格を喪失した後も適用されるものとする。

（退会）

第12条 本会員は事務局が別に定める退会届を事前に事務局に提出することで、任意に退会することができる。

（会員の資格喪失）

第13条 本会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局からの通知等を要することなく当然にその資格を喪失する。

- (1) 入会申込時に事実と異なる申告を行ったことが判明した場合
- (2) 解散したとき
- (3) 本会員の義務を遂行しなかったとき
- (4) 目に余る営業行為など、本会の名誉を傷つける又は目的に反する行為をしたとき
- (5) 入会資格を失ったとき、または、入会資格を有しないことが判明したとき
- (6) その他資格を喪失すべき正当な事由があるとき

2 前項に従って会員資格を喪失したことにより、当該本会員に損害が発生したとしても、当センターはその責任を負わないものとする。

（免責事項）

第14条

- (1) 本会員と支援対象者間での一切の行為およびその結果について、問題が生じた場合は、両者間で協議・解決するものとする。当センターはいずれに対してもいかなる責任や損害賠償義務等も負わない。

(2) 本条の規定は、当該本会員が会員資格の有効期間を経過し、本会を退会し、または、本会員の資格を喪失した後も適用されるものとする。

(事業年度)

第15条 事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第16条 事務局は必要に応じ、本規約の変更ができるものとする。

2 事務局は、規約の変更をしようとする場合には、本会員にあらかじめ変更内容を通知または公表するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本規約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本規約は、平成29年5月26日から施行する。